



科学技術会議の

「科学技術振興に関する意見」

科学技術会議が、去る八月三日、政府に対して「科学技術振興の総合的基本方策に關する意見」（以下たんに「意見」といふ）を政府に提出した。

長官、日本学術会議会長をふくむ学識経験者（朝永振一郎、篠原登、兼重寛九郎、茅誠司、田代茂樹＝東洋レーヨン会長、丹羽周夫＝日本原子力研究所理事長）を議員として構成されている。日本学術会議の「意見」や「勧告」はたいてい、聞き流され、しばしば無視される。これに

「意見」の全体は、第一章研究活動の拡充整備に關する方策、第二章人材養成の方策および研究者等の処理改善、第三章科学技術情報活動の強化に關する方策、第四章科学技術の国際交流の強化に関する方策、第五章総合的組織の内容、に分かれている。

対して、政府は重要な科学技術政策に関しては科学技術会議に必ず諮問しなければならないものとされ、またその答申・建議・意見等は強く政府を拘束するたてまえとされている。「意見」の性格は右のような科学技術会議の性格に由来することをまず明らかにしておかねばならない。「意見」は、一九六〇年の「十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」の答申以来の「情勢の変化に伴い、いつそこれに即応した適切な施策の樹立とその推進が強く要請されてきている」という判断から、「昭和四五年度までの方策を策定する」という目標のもとにとりまとめたものとされている。

二

「意見」は、科学技術振興方策を策定する前提として、(一)「関連する各研究分野の調和ある進展に対する」要請、(二)「研究規模の大型化に伴う研究費の増大に対する」要請、(三)「研究費の増大による効率的使用をはかることおよび施設設備の合理的利用をはかるための適正な研究組織を確立する」要請、(四)「関係の諸外国と研究の分担、連絡等の方法によって組織的な国際共同研究等を実施する」要請、をあげている(第一章第一節)。

政策の策定を「要請」されていることが客観的であるかのとくえがき出されていること、その要請の主体が、国家権力と結合した独占資本であることは、さきの中教審の「期待される人間像」や「後期中等教育拡充整備の方策」などと同様である。これに関連してとくに注目すべきことは、国際交流強化の方策の一つとして、「科学協力に関する日米委員会」が前面に押し出されてきたことである。また、客観的な要請にこたえて国が

科学技術振興策を策定するという発想は政府自民党内の一部に意志統一が見られないために見送りとなつていて、「科学技術基本法案」の中核となつていたもので研究規模の大型化に伴う研究費の増大に対する」要請、(二)「研究活動の推進に

ついで「意見」は、研究活動の推進に関する諸方策として、(一)「不斷に継続して行なわれる経常的な研究」の充実(経常研究費の充実、研究旅費の充実、近代的設備の充実、公私立大学、公私立研究機関等への助成)、(二)総合的組織的研究の推進、(三)重点的組織的研究の推進、(四)研究者等の流动性の確保、(五)大規模研究補助機能の整備、をあげている(第一章第二節)。(一)は、とくに科学技術会議が

意見としてまとめるまでもなく、わが国のはとんどすべての科学者たちが要求してきたことであり、かつ、いつでも実現したことのない「方策」である。「意見」の過半の紙数が(一)と(二)にさかれていることや(三)(四)(五)の性格にもみられるように、科学技術会議の強調したい点は(二)にある。また、客観的な要請にこたえて国が

「総合的組織的研究」のテーマは、(一)要請に基づく研究分野、(二)社会的要請に基づく研究課題、(三)国際共同研究、に分けられているが、日本学術会議が研究の育成強化を勧告してきたテーマは(一)のなかにあげられている。日本学術会議のさまざまな活動のうち、この「意見」に反映しているとみられるのは、ほとんどの研究テーマについてだけである。

第一章には右のほか、「民間研究助成のための税制改善」「研究学園都市の建設推進」「研究投資の目標」が掲げられている。筑波山ろくへの研究学園都市建設は、ここではすでに既定の事実として語られている。

研究投資については、さきの科学技術十ヵ年計画において国民所得比2%という目標を示したが、昭和三九年には1・73%の実績となつたので昭和四五年度には2・3%まで高めたい、「この比率は、アメリカ、ソ連、イギリス等の現状に遠く及ばず、ドイツおよびフランスの現状にはほぼ類似した数値である」として

いる。

第二章には、科学技術者の量の確保と資質の向上、大学教官・研究公務員の給与制度の改善等について述べているが、とくに目新しい提案はみられない。

第三章「科学技術情報活動の強化に関する方策」は、激増する科学・技術の研究報告・情報類を処理するための「情報源機関の整備強化」「公共的情報処理機関の整備強化」等をのべたもの。第四章「科学技術の国際交流の強化に関する方策」では、まず国際研究協力の重点として「科学協力に関する日米委員会」の活動をあげている。ついで「低開発地域に対する科学技術協力」をあげ、さらに「科学技術国際交流強化のための連絡機構の整備」などを論じている。この章では平和的目的への貢献、国際協力は全世界的であるべきこと、自主性を重んずべきこと、科学者との間で対等に行なわれるべきことなど、うたった日本学術会議の「科学の国際協力についての見解」（昭36・10・7）は一顧もされていない。

第三に、日本学術会議の活動に代表さ

この「意見」の特長をかんたんにまとめておきたい。

第一に、国家独占資本主義は、科学技術基本法が制定されようとされまいと、

国家の要請というものをふりかざして、科学・技術の研究体制の組織的な統制・強化に取り出していることである。そのいみでは研究投資目標を国民所得比二・三%に高めるということとも全く実現しないことではないといふべきである。

第二に、この「意見」が五年というくぎりをつけている点からみて安保改定をめざす科学研究体制整備の一環とされていることである。日本科学協力委員会の活動を前面に押し出してきたこと、「低開発地域に対する科学技術協力」をうたっていることなどは、科学研究体制のなかにまで、アメリカ帝国主義に対する從属関係を強め、かつ帝国主義的な自立の方向がはかられているとみるべきである。

八佐々木 享

れる科学者・技術者の諸要求は、右の動きのなかで会長が議員の一人に入るとか、

その要望する研究テーマが「方策」のなかの一部としてくみ込まれる、という程度にしか反映しないということをあげな

ければならない。(つまり、科学者たちの科学・技術研究体制の民主化要求はことごとく無視され(流动研究員制度は、「要請」にこたえるために必要な制度の一つとみなされているにすぎない) てゐるのである。

第四に、右のような事情にもかかわらず、研究テーマのなかに公然たる軍事研究が前面に出されて来ないは、全国民的な軍国主義化反対、改憲反対の運動と氣運がはたらいているからだとみなすべきであろう。(もちろん、どんなものでも研究そのものは両刃の剣であるから非公然の軍事研究が平和的にすすめられることはいうをまたないのだが。)